

税理士情報ネットワーク

# TAINS

## Tax Accountant Information Network System



### 「調査担当者のための重要判決情報」の活用を――

朝倉 洋子「目黒支部」

#### はじめに

早いもので、TAINS 解体新書の連載が始まってから既に半年が過ぎました。TAINSが、税務相談の自己解決にどのように役立つか、特に最新の判決の検索方法や、困ったときの相談窓口の存在など、少しずつ、ご理解いただけるようになってきたと思います。

#### 1、重要判決情報の考え方

重要判決情報が発信されるようになった趣旨は、次のように述べられています。

「判決には、『法解釈について裁判所が示した新たな判断』『裁判所がどのような事実認定によって課税要件が充足すると判断しているのか』等、訴訟遂行面にとどまらず、賦課処分に当たっても留意すべき重要なポイントが数多く含まれています。(平成20年6月、国税庁課税部審理室)」

ここで、「裁判所がどのような事実認定によって課税要件が充足すると判断しているのか」を留意すべき重要なポイントとして挙げていることに注目したいと思います。

調査担当者として、これらに目を通しておくと、有意義であるのは勿論ですが、その調査担当者に対する立場にある税理士もまた、これらの判決情報に目を通しておかなければ、調査において、相手に遅れを取ることになりかねず、ひいては納税者の権利救済について適切な対応が取れなくなる可能性があります。

#### 2、判決の位置付け

税務調査と判決との位置

情報区分	収録件数
判決	29件
裁決	627件
通達	1,008件
相談事例	1,166件
合計	2,830件

これらの内部資料のうち、国税庁課税部審理室からの「調査担当者」のための『重要判決情報』は、平成16年4月以降、平成20年6月まで過去8回発信されており、ここに取上げられた重要判決は既に63件に

付けについて、次の記述があります。

「本情報は、判決という重要な情報の宝庫の中から、日頃、判決文そのものを目にするのではない賦課部門の皆さんにもこれに興味をもっていただくよう、特にポイントとなる部分のみを抽出したものです。したがって、これが事案の全てを網羅しているわけではなく深い理解のためにはこの冊子だけでは不十分であり、現物に触れていただくことが必要です(平成16年4月、国税庁課税部審理室)」

判決を重要な情報の宝庫と位置づけている点は、大変重要なことです。

平和事件控訴審判決(平11・5・31東京高裁)において、いわゆる質疑応答集について、国税局勤務者が官職名を付して記載した解説書は、正確にいえば私的な著作物と指摘された経緯から考えれば、税務調査の先にある法廷における立証責任を見据えた上で、税務判決の重要性は、さらに高まっているものと考えられます。

また、日頃、多忙等で判決文そのものを目にすることの少ない調査官に限られた時間で内容を理解できるように、特にポイントとなる部分を抽出していますが、ポイントを読むだけでなく、深い理解のためには、判決書の全文を読む必要があるという指摘は、全く同感であって、重要な判決は、直ちに裁判所のホームページに掲載されることが望まれます。

#### 3、重要判決検索の環境

国税庁の重要判決検索の環境については、整備が進んでいる様子が窺えます。

「ところで、平成17年8月に導入された判例データベースにより、各自のパソコンで過去の判例等の検索が可能となっております。また、税務署には、税務訴訟資料や国税局から送付される判決速報などの資料が備え付けられておりますので、このような情報にも機会をとらえてぜひ目を通しただきたいと思っております(平成20年6月国税庁課税部審理室)」

審理室の判例データベースは整備されており、加えて判決速報が随時流されている様子です。

TAINSでは、随時、ホームページの税務会計フォーラムや会員の部屋会議室に最新情報を流しており、毎月のTAINSだよりの告知板、東京ユーザーの告知板、東京ユーザーのメール便などによって最新判決の周知を図っているところですが、本年12月からリリースされる予定の新システムでも、さらに、ユーザーへのすばい情報伝達ができるように検討しています。

#### 4、特に留意すべき判決

重要判決情報には7〜9件程度の最新判決について、その「ポイント」事件の概要「争点」「裁判所の判断のポイント」などが紹介されています。

TAINSでは、各地の国税局に開示請求を行います。開示されるまでの期間は通常30日ですが、東京国税局では60日かかることが珍しくありません。現在、重要判決情報に基づき、次の判決を開示請求中です。

「国税通則法23条2項1号の更正の請求において『判決』に該当するか否かは、調停がどのような法律効果を生じさせるのか検討し決する必要がある。(譲渡所得税、東京地裁 平成19年3月9日判決)」

「タックスヘイブン対策税制措置法66条の6)は『租税回避行為』や『税負担の不当な軽減』がなくなると適用される。(法人税、東京高裁 平成19年11月1日判決)」

「課税仕入れの該当性(給与所得と事業所得の判別基準)消費税、東京地裁 平成19年11月16日判決)」

#### おわりに

TAINSの提供する税務雑誌目次検索で「重要判決情報」という文字列で全文検索を試みましたが、ゼロ件でした。著名な税務雑誌8誌のいずれにも、関連記事がないということは、国税庁が情報発信している重要判決情報の重要性がまだ一般に知られていないということになります。

さあ！税理士も調査に重要判決を活用しましょう！

未入手の判決については、TAINSでは、各地の国

宛先: **平成の会計事務所様へ**      件名: **顧問先「自計化」の件**

## 徳川吉宗からメールが来た!

わたしが享保の改革を遂行したのは元禄バブルが弾けた頃。緊縮政策を断行しつつ、収入増のための財政再建に決断よく取り組みました。しかし、こうした改革は、会計事務所の先生方にもとえられる**財務のスペシャリスト老中水野忠之**の助言や現場指揮があつてできたこと。わたしが思うに、顧問先企業はどれだけ皆様の**助言や指導**を必要としていることでしょうか。**MJSの顧問先システム**なら、その補佐役を立派に務めるものと確信します。

「自計化」をサポート、MJSの顧問先ITソリューション  
ネットワーク・セキュリティ(情報漏えい防止・PC不正使用防止)のこともすべてMJSにご相談ください。

 <small>インターネットを活用した自計化・サポート・税務監査・相談業務などを支援。</small>	 <small>顧問先へのさらなるサービス向上へ会計事務所のトータルサービスを支援。</small>	 <small>会計事務所と同等のソフトを顧問先へ。自計化を強力に推進する顧問先企業に最適。</small>	 <small>「情報漏えい防止、PC不正使用防止」などに威力!!導入したその日から即稼働!</small>
---	---	---	---

**MJS株式会社ミロク情報サービス**  
●本社:東京都新宿区四谷4-29-1 TEL.03-5361-6369(代表) ●営業本部:東京都新宿区西新宿1-25-1 新宿センタービル48階 TEL.03-5326-0381

**MJSで自計化**      **検索**

■ 東京ヴェルディ 公式ユニフォーム・スポンサー  
■ ラジオ日本・ジャイアンツナイター 番組提供中!!  
(毎週火曜日17:55~)

徳川吉宗  
江戸幕府第八代将軍。幕府中興の祖。  
資料提供 (財)徳川記念財団